

Title	〔労働法二〕 労災保険金の受給権者が第三者の加害者と示談した場合 政府の第三者加害者に対する求償権 (最高裁昭和三八年六月四日第三小法廷判決)
Sub Title	〔労働法〕 二 小野運送事件
Author	阿久沢, 亀夫(Akusawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaihō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1964
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.37, No.3 (1964. 3) ,p.90- 96
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19640315-0090

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

〔労働法 二〕 労災保険金の受給権者が第三者の加害者と示談した場合

政府の第三者加害者に対する求償権

〔小野運送労働災害事件
最高裁昭三七(初)七一―号
昭三八・六・四第三小法廷判決〕

【事実】 青森県八戸市のX₁事業所の従業員X₂は、昭和三二年一月一日、同市内の道路上を業務のため通行中同市Y₁運送店のY₂運転手が運転するトラックにはねられ、右大腿骨折の七ヵ月の重傷を負うた。そして事故発生後六日目の一〇月二一日に、X₂の代理人とY₁との間に「X₂は、自動車損害賠償責任保険から金一〇万円を受けるとは、Y₂から慰謝料および治療費として金二万円を受けることによつて、本件に関するその余の損害賠償請求権一切を放棄する」旨の示談が成立した。

一方所轄の八戸労基署は、X₂の負傷が業務上の負傷であることを認め、昭和三三年八月二九日療養補償、休業補償および障害補償として合計三〇万四千七百余円の保険給付を行なうとともに同時に労災法二〇条によつてY₁に対して保険給付額を労災保険に納付するよう請求した。ところがY₁は、本件についてはすでにX₂との示談が成立しており解決済みであることを主張して、政府Zの求償に応じなかつた。そこでZは青森地裁八戸支部に提訴したが、裁判所はZの

主張を認め昭和三六年一〇月三〇日「Y₁は、政府がX₂に対して保険給付をする前に、X₂と示談契約をしたから、その後政府がX₂に対して保険給付を行なつても損害賠償請求権を代位取得することはないと主張するが、労災保険法第二〇条第一項によれば、同法は被災労働者に対し国から保険給付を受けて後に国に帰属すべき第三者に対する損害賠償請求権を放棄できない公法上の義務を負わせているのであつて、たとえX₂がY₁と示談契約をしたとしても、そのことをもつて政府に対抗することはできない」との理由でY₁に金三〇四七四九円の支払を命じた。そこでY₁はなお仙台高裁に控訴したところ同高裁は、「政府が被災労働者に対し保険給付を行なう前に、和解等により、被災労働者が損害賠償を請求し得べき第三者に対し損害賠償額を免除しもしくは賠償請求権を放棄する旨の契約をすることは、私法上の権利の処分として有効であり、そしてこの場合政府が取得すべき損害賠償請求権は消滅するから、その結果として当該第三者に対し求償権を取得しないものといわなければならない」とし初審

とはまつたく反対の結論を出した。

そこで政府は、控訴審の判決は労災保険法第二〇条の解釈適用を誤つたものであるとし、大要つきのような主張のもとに最高裁判所へ上告した。すなわち(1)政府の保険給付義務の履行により法律上当然に政府に帰属すべき損害賠償請求権を自由に放棄し得ると解するときは、労災法二〇条によつて政府に与えられている政府の正当な期待権を侵害し、これに不当な損害を与えることになる。したがつて受給権者が自己の損害賠償請求権を放棄しても、この放棄は政府に対抗することはできない。(2)受給権者が第三者から金銭をもつて現実に損害のてん補をうけないかぎり、政府は受給権者に対する保険給付の義務を免れない以上、受給権者が損害賠償請求権を放棄しても、損害のてん補を受けたということはできず、したがつて示談後の保険給付といえどもそれは保険給付義務の履行であつて、受給権者に対する不当利得返還請求権が成立する余地はない。

右の主張を骨子として上告したZの訴に対して出されたのがこの判決である。

【判旨】(1)「労働者が第三者の行為により災害をこうむつた場合にその第三者に対して取得する損害賠償請求権は、通常の不法行為上の債権であり、その災害につき労働者災害補償保険法による保険が付せられているからといつて、その性質を異にするものとは解されない。したがつて、他に別段の規定がないかぎり、被災労働者らは、私法自治の原則上、第三者が自己に対し負担する損害賠償債務の全部又は一部を免除する自由を有するものといわねばならない。」

ところで労働者災害補償保険法二〇条は、その一項において、政府は、補償の原因である事故が、第三者の行為によつて生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の価額の限度で、補償を受けた者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する旨を規定するとともに、その二項において、前項の場合において補償を受けるべきものが、当該第三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは、政府はその価額の限度で災害補償の義務を免れる旨を規定しており、右二項は、単に被災労働者らが第三者から現実に損害賠償を受けた場合には、政府もまたその限度において保険給付をする義務を免れる旨を明らかにしているに止まるが、労災保険制度は、もともと被災労働者らのこうむつた損害を補償することを目的とするものであることにかんがみれば、被災労働者自身が、第三者の自己に対する損害賠償債務の全部又は一部を免除し、その限度において損害賠償請求権を喪失した場合においても、政府はその限度において保険給付をする義務を免れるべきことは、規定をまつまでもない当然のことであつて、右二項の規定は、右の場合における政府の免責を否定する趣旨のものとは解されない。……補償を受けるべき者が、現実に損害賠償を受けないかぎり、政府は保険給付をする義務を免れず、したがつて、政府が保険給付をした場合に発生すべき右法定代位権を保全するため、補償を受けるべき者が第三者に対する損害賠償請求権をあらかじめ放棄してもこれをもつて政府に対抗しえないと論ずるがごときは、損害賠償請求権ならびに労災保険の性質を誤解したことにもとづく本末顛倒の論というほかない。

(2) 「もつとも、以上のごとく解するときは被災労働者らの不用意な、又はかならずしも真意にそわない示談等により、これらの者が保険給付を受ける権利を失い、労働者の災害に対し迅速かつ公正な保護を与えようとする労災保険制度の目的にもとるがごとき結果を招来するおそれもないとはいえないが、そのような結果は労災保険制度に対する労働者らの認識を深めること、保険給付が労災保険法の所期するように迅速に行われることならびに損害賠償債務の免除が被災労働者らの真意に出たものかどうかに関する認定を厳格に行うことによつてよくこれを防止しうる」とし、なお本件における示談は有効であるから、損害賠償請求権はすでに消滅し、そのかぎりで政府は保険給付をする責を免れたとともに、たとい保険給付をしたとしても求償権を取得することはできないとし、控訴審判決を支持した。

【評釈】 この判決の理由および結論に反対である。

一 この判決は、労災補償の理論においてもあるいは労災補償の取扱いの実務上においても極めて重要な判決であるので、判例の評釈からやや離れるが、最初にこの判決が持つている意義から述べることにしよう。

従来、この判決の問題点は、労働者災害補償保険法による受給権者が保険給付を受ける前に加害者である第三者と示談を行なつた場合、政府は保険給付の必要があるかどうか。かりに政府が保険給付を行なつた場合に政府は求償権を取得するかどうかという問題と

して論ぜられてきた。これに対して三つの相違する見解が示されているので、そのおのおの見解を要約してみることにしよう。第一説は、受給権者が保険給付を受ける前に示談により損害賠償請求権の全部または一部を喪失している場合には、その限度で政府は保険給付の義務を免れる。そして政府が示談成立後に保険給付を行なつた場合に政府は受給権者に対して不当利得返還請求権を行使することはできるとしても、第三者に対する求償権を取得することはありえない(この事件における控訴審昭和三年七月二日基発五五一号)。第二説は、受給権者が保険給付を受ける前に示談により損害賠償請求権の全部または一部を喪失した場合に受給権者が現実には損害賠償を支払われているときには政府は給付義務を負わないが、現実には損害のでん補を受けていないときは、政府は保険給付義務を負い、第三者に対する求償権を取得する(昭和三五年一月)。つぎに第三説は、第三者は、受給権者の損害賠償請求権の放棄または一部放棄をもつて、すなわち示談が成立していることを理由として政府に対抗することができず、第三者は政府の求償権に応じなければならないとする(昭和三年二月一九日法制局一発)。以上述べたようにこの判決の問題点については見解が対立しいままで統一した結論がないままになつていた。このような状態のもとにこの判決が出されたのであるが、この判決の内容にはつぎのような理論上における重要な諸点が含まれている。すなわち第三者の不法行為を原因とする事故が、業務上の労働災害として労災法による保険給付の対象になるのはいかなる理由によるのか。第三者の加害行為について、使用者の災害補償上の責任すなわち公的責任が発生す

るのはいかなる理由であろうか。そしてこの問題のなかには第三者の加害行為による災害補償の特殊性が示談を通じて現われている。つぎに災害補償における補償請求権はいかなるものであり、この補償請求権は労災保険法のもとにおいてどのような性格変化を示すのであろうか。損害賠償請求権と補償請求権とはいかなる関係にあり損害賠償請求権上の譲歩すなわち示談は補償請求権にどのような影響を与えるのであろうか。この問題はなお第三者に対する私的自治のわく内での譲歩ないし免除の自由は、直ちに公的責任の軽減と結びつくものかどうかそして災害補償および労災保険制度の本質は、私的自治のわく内における権利義務関係の変動によつて影響を受けるものかどうかといういわば災害補償制度の本質とも関係して論ぜられてくる問題である。そして示談により損害賠償請求権の放棄が行なわれた場合政府は保険給付をする義務を免れるのかあるいは法定地位権の発生する余地はないのかどうか。右のような諸点については労災法二〇条はいうまでもなく労災法中の他の部分にもこれに関する規定がないため実定法の解釈をめぐつて問題が生れてくる。

二 まず労災保険の性格から考えてみると、労災保険は、労基法の災害補償を基礎とするものであり、労働者が業務上の災害を受けた場合、使用者は労基法によつて災害補償を行なう義務を課せられているが、労働災害によつては、極めて多額の補償を必要とするこ

とがあり、使用者の資力では十分に補償できない場合がある。それのみならず使用者によつては、災害補償を容易に支払おうとしないこともある。そこで業務上の災害が発生した場合、多数の使用

者が相互に協力して補償費用を負担し合うことによつて、個々の使用者の負担を軽減するとともに迅速かつ合理的な補償の実現を確保する目的のもとに労働者災害補償保険制度が設けられるに至つた。とりわけ労災法第一条が規定するように労災保険の目的は業務上の事由による労働災害に対して迅速かつ公正な労働者保護を実現するためのものであり、労働災害を受けた労働者をできうるかぎり完全なかたちで保護しその生存権を守ろうとするものである。したがつて迅速かつ公正な補償の確保こそ労災法の目的といえるのである。この目的を実現するために、労基法の災害補償にあつては、補償を使用者自身が払うのであるが、労災保険制度にあつては、使用者にかわつて国がこれを支払うことにした。いわば労災保険制度は、災害補償の支払い面において国家が介入しているものであり、労使の契約関係に国家が支払いを通じて関与している制度である。しかし労災保険制度は、災害を受ける労働者の経済的狀態や使用者に対する労働者の弱い地位を考慮することによつて労使の契約関係において使用者側の原因によつて生ずる労働災害のみならず、なおこれを拡大し業務上であるならば加害者が第三者である場合にも拡張適用している。そして政府は、災害補償を労働者に支払うかわりに加害者である第三者に対する労働者の損害賠償請求権を法定代理として取得することになる。すなわち加害者が被害者である労働者に損害賠償を支払わない場合にも、政府は災害補償というかたちで支払いこれに相当する金額を第三者である加害者に請求するといふかたちがとられている。それは労働者一人ではなかなか取得できない災害補

償を政府がかわつて請求しこれを受領しようとする方法である。

ところで労災法二〇条第一項は、判例も指摘するように政府が補償の原因である事故が、第三者の行為によつて生じた場合に保険給付をしたときは、その給付の価額の限度において被災労働者が第三者に対して持つ損害賠償請求権を政府が取得することを規定している。また同条第二項は、第三者より同一の事由につき損害賠償を受けたときは政府はその価額の限度で災害補償の義務を免れる旨を規定する。すなわち労災法二〇条は、損害賠償請求権と災害補償請求権との関係について災害を受けた労働者の生存権を保障するという見地から両請求権の関係について規定している。しかし災害を受けた労働者と加害者とのあいだで示談すなわち損害賠償請求権についての軽減が行なわれた場合については、特別に規定していない。判旨はこの点について示談の行なわれた限度において保険給付の義務を免れるべきことは規定をまつまでもない当然のことであるとしているが、かならずしもこのように言い切れるものであろうか。なお詳細に両請求権の性格なり関係なりを考察する必要がある。

三 そもそも損害賠償請求権と災害補償請求権とは別個のものでありそこには大きな相違がみられる。まず第一に損害賠償請求権は、不法行為にもとづく請求権であり私的自治のもとにおいて構成されているが、災害補償請求権は、不履行の場合罰則により履行される性質をもち公的な請求権としての性格が強いしまた労災法そのものが一定の要件のもとにおいて労災保険の設置を使用者に義務づける強制的性格を持つものである。第二に損害賠償請求権に比較

し、災害補償は、その額が法定されており、労働災害の強度によつて補償額が定額化されている。労基法により設けられている災害補償を基礎として成立する労災保険制度は、右のような諸点からみれば、それは明らかに公的色彩を保有し、損害賠償請求権とは異なる性格を持つものであり、両者を混同することは許されない。そこでこの両者の競合する請求権を結合せしめ、一方の請求権の履行は、他方の請求権の消滅を来たすものであるとする法理は、実際に労働者の損失がてん補され災害を受けた労働者の生存権が労災保険制度の目的に照らし保障された事実が出現したかどうかによつて一方の請求権が残るか消滅するかが決定されるべき性質のものである。したがつて災害を受けた労働者の生存権が保障された現実すなわち損失てん補がなされないかぎり、いかなる契約意思を介したとしても他方の請求権、とりわけ災害補償請求権の消滅はあり得ないのではあるまいか。災害補償もしくは労災保険の両制度は、すでに述べたように公的色彩を持つことによつて個人意思を規整し、自由な個人意思にもとづいて災害補償請求権の免除を行なうことを許すものでなく、かりに損害賠償請求権について示談が成立したとしても、災害補償もしくは労災保険制度によつて規整を受けている個人意思によつて行なつた行為により逆に右制度が影響を受けるようなことはないといえよう。

しかるに判旨は、労働者の損失てん補ということはいかえれば災害を受けた労働者の生存権の保障を第一義的かつ最も重要な焦点とするのではなく、示談の成立すなわち示談を成立せしめた被災勞

働者と加害者との契約意思を尊重することに急のあまり労災保険制度の本旨を見逃しているのではあるまいか。その結果は、労災保険法二〇条の規定外のことすなわち示談の場合における政府の被災労働者に対する保険給付の義務免除を当然のものと解釈することを同条から引き出そうとする態度をとる。この考え方を支持する見解としては、損害賠償請求権と災害補償請求権とは、災害補償請求権が補充的性格を持つものであり、災害補償請求権を極めて軽くみることににより、労災保険加入者と加害者とは不真正連帯債務者の関係に立ち、示談は連帯債務者の一人に対し債務の免除をしたことであり、その債務者の負担部分については、他の債務者の利益のためにもその効力を生ずるとする有力説がある。しかし災害補償請求権は、損害賠償請求権に対し単に補充的性質のみを持つと理解してよいものであろうか。また損害賠償請求権と災害補償請求権とのあいだにみられるこの異質的性格をなお重視する必要があるまいか。右の有力説は、このような両請求権の異質性を十分認識し実定法上における法技術として不真正連帯債務の理論を採用したのであろうが、両請求権の競合と異質性とを実定法の規定のないことを理由として容易に無視できるものであろうか。

すなわち損害賠償請求権形成の場と災害補償請求権形成の場とは異なるものであり、この相異なる場において形成された請求権が一つになつて法的評価をうけるのは、被災労働者の生存権を保障することを基礎として互に補完性を示すかたちで現われる場合である。そして損失でん補がないにもかかわらず、すなわち補完性の精神とは全然逆な方向に作用するかたちで両請求権が一つのものとして評価されることはなく、一方の請求権による損失でん補が行なわれることなくして他方の請求権の消滅ということは起りうべくもない。そもそも示談は、損害賠償請求権形成の場において行なわれるのであり、示談があつたからといって示談は災害を受けた労働者の災害補償上の損失でん補まで行なうことはない。したがつて示談が、災害補償の目的を達成せしめるものでないかぎり、あるいは災害補償の完全性を補うものでないかぎり、災害補償ないしは労災保険制度に影響を与えるものではない。判旨が他に別段の規定がないかぎり、被災労働者は、私法自治の原則上第三者が自己に対し負担する損害賠償債務の全部または一部を免除する自由を有するとしているのは、すでにみたような損害賠償請求権と災害補償請求権とを別個に考える見解からしては、理解に苦しみ、判旨は両請求権を混同しているのではないかと疑問をいだくのである。ところでここでお注意すべきことは、損害賠償請求権をいかに理解するかということである。損害賠償請求権は、すでに知られているように近代社会の企業においては、使用者の責任というかたちを取りながらも団体法理の影響のもとに損害の分配という社会機能を果たしていることは見逃すことができず、発生した事故をいかなる者に負担させることがもつとも合理的でありかつ妥当性を持ちうるかという側面から損害賠償請求権をみてゆくならば、損害賠償請求権がかなり災害補償請求権に接近していることは事実であらう。また災害補償における使用者責任が、歴史的にみて不法行為法のなかから発生し現在の

ような制度になつたこともまた事実であろう。しかし右のような事実にもかかわらず、現在において損害賠償請求権と災害補償請求権とがなお依然として区別されるものであることは否定できないのであるまいか。また損害賠償請求権の側面から災害補償請求権をみた場合、災害補償請求権のみで不法行為理論による賠償が全部できるとはかぎらない。たとえば精神賠償は、たゞい災害補償請求権が完全に履行されたとしてもなお残る性質のものであるが故に、兩請求権の独立性と依存性とをあるいは補充性とを理解しつつ兩者を区別することが必要であり、このような見解のもとに示談について考えてみると、示談は損害賠償請求権の領域で行なわれるものであり、社会立法上の規定なくしては、この領域に起つた現象は災害補償の領域に影響を与えるものでなく、示談は示談として、労災保険にもとづく災害補償は示談の内容以外のものについてそのまま残る

〔最高裁判事例研究 一一〕

昭三七二三(最高民集一六卷一)
○号二二二八頁)

上告審における訴訟引受申立の許否

訴訟引受申立事件(昭三七・一〇・一二第二小法廷決定)

本件申立の要旨は、申立人Xは当裁判所において、Jとの間の昭和三七年度(オ)第三〇一号取立命令金請求上告事件係属中のところ、同年四月一二日被申立人Yに対して、右取立命令の基本債権で

のであるまいか。

四 この判決は、交通災害における示談と労災保険との関係に決定的影響を与えずにはおかない。いままで監督署においては、示談によつて少額の災害補償金を受領した場合、行政解釈の線に沿うて災害補償との差額を労災保険で給付していたが、今後示談の範囲で被災労働者は満足せねばならず判決が期待するような被災労働者の労災保険制度による救済に対する認識と依存度を高めるキッカケとなるどころか、全く期待にそむいた結果を招来することにはならないだろうか。そして災害補償制度は、被災労働者の不用意なあるいは真意にそわない示談——こうした示談は無効となる場合が多いが——によつて、それ本来の目的を実現できなくなることはあるまいか。

(阿久沢龜夫)

ある大阪高等裁判所昭和三三年(ネ)第四七一号和解調書に基づく元本金三四八、五〇〇円およびこれに対する昭和三三年二月一日から支払ずみに至るまで年六分の割合による遅延損害金債権ならびにこれに伴う一切の権利を譲渡したから、爾後被申立人をして申立人の訴訟を引き受けさせるため、民訴七四条に基づき本件申立に及ぶというのである。しかし、民訴七四条による訴訟引受の申立は